

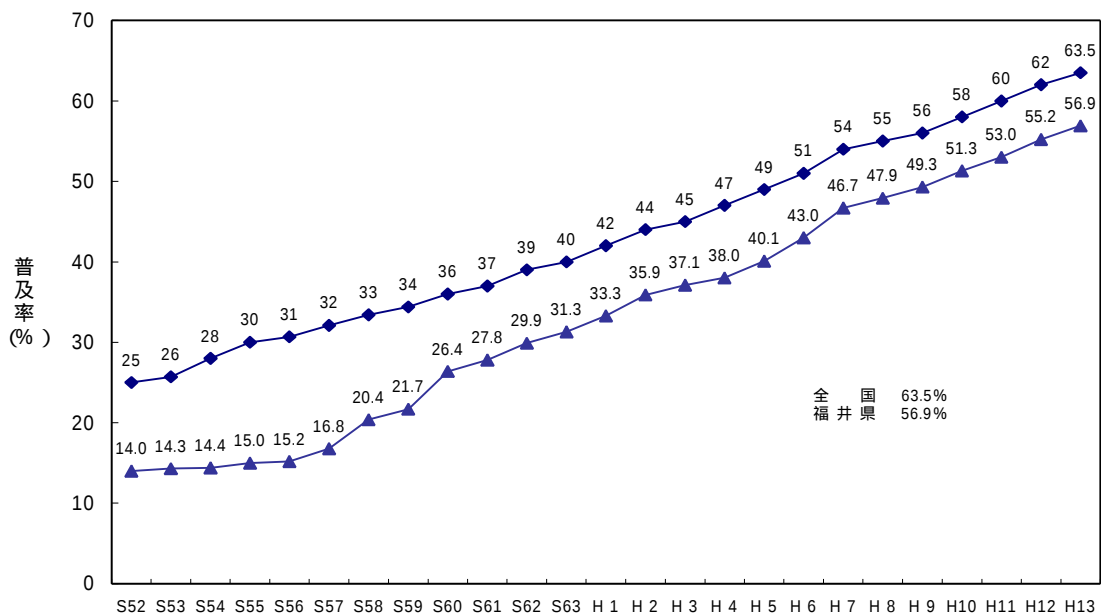
第 8 章 都市環境

第 1 節 下水道

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

本県においては、福井市、敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、三国町、芦原町、金津町、丸岡町、春江町、坂井町、朝日町、織田町、清水町、松岡町、美浜町、高浜町、今立町、五領川公共下水道事務組合、永平寺町、美山町、宮崎村、南条町、池田町、河野村、三方町、上中町および名田庄村で実施されており、県内の普及率は平成 13 年度末で 56.9% となっている。(図 2 - 8 - 1、資料編表 3 - 27)

図 2 - 8 - 1 福井県下の下水道普及率の推移



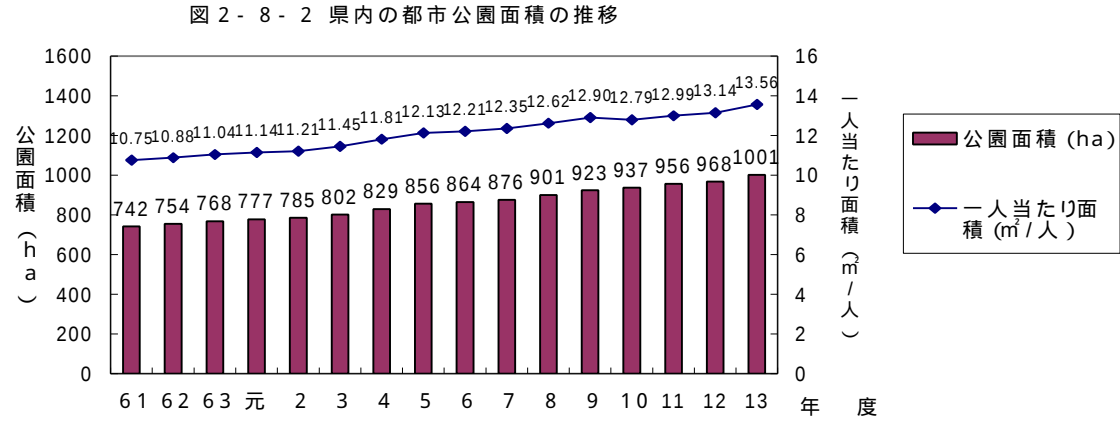
第 2 節 都市公園

都市公園は、良好な風致・景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、住民やまちにうるおいを与えている。さらに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害発生の緩和、災害時における被害の軽減、避難・救援活動の場などの機能を有する都市の骨格をなす根幹的施設である。

本県の都市公園は、県内主要都市の戦災・震災を契機に街区公園等の整備が進み、その後、土地区画整理事業に伴う住区基幹公園の整備、さらに、総合公園・運動公園等の整備を積極的に進めてきた。しかし、地域的不均衡がみられるため、県では、県内四地域に順次総合公園を整備することとし、現在、若狭総合公園、奥越ふれあい公園の 2 つの公園が供用を開始し、トリムパークかなづの公園整備に着手している。

本県の都市公園整備状況は、平成 14 年 3 月 31 日現在で、都市計画適用都市 23 市町村のうち 21 市町村 (7 市 13 町 1 村) に設置されており、開設公園は 636 か所、面積は 1,000.55ha となっている。また、都市計画区域内人口一人当たりの面積は 13.56 m^2 (全国平均 8.4 m^2) となっている。(図 2 - 8 - 2、資料編表 8 - 7)

図 2 - 8 - 2 県内の都市公園面積の推移

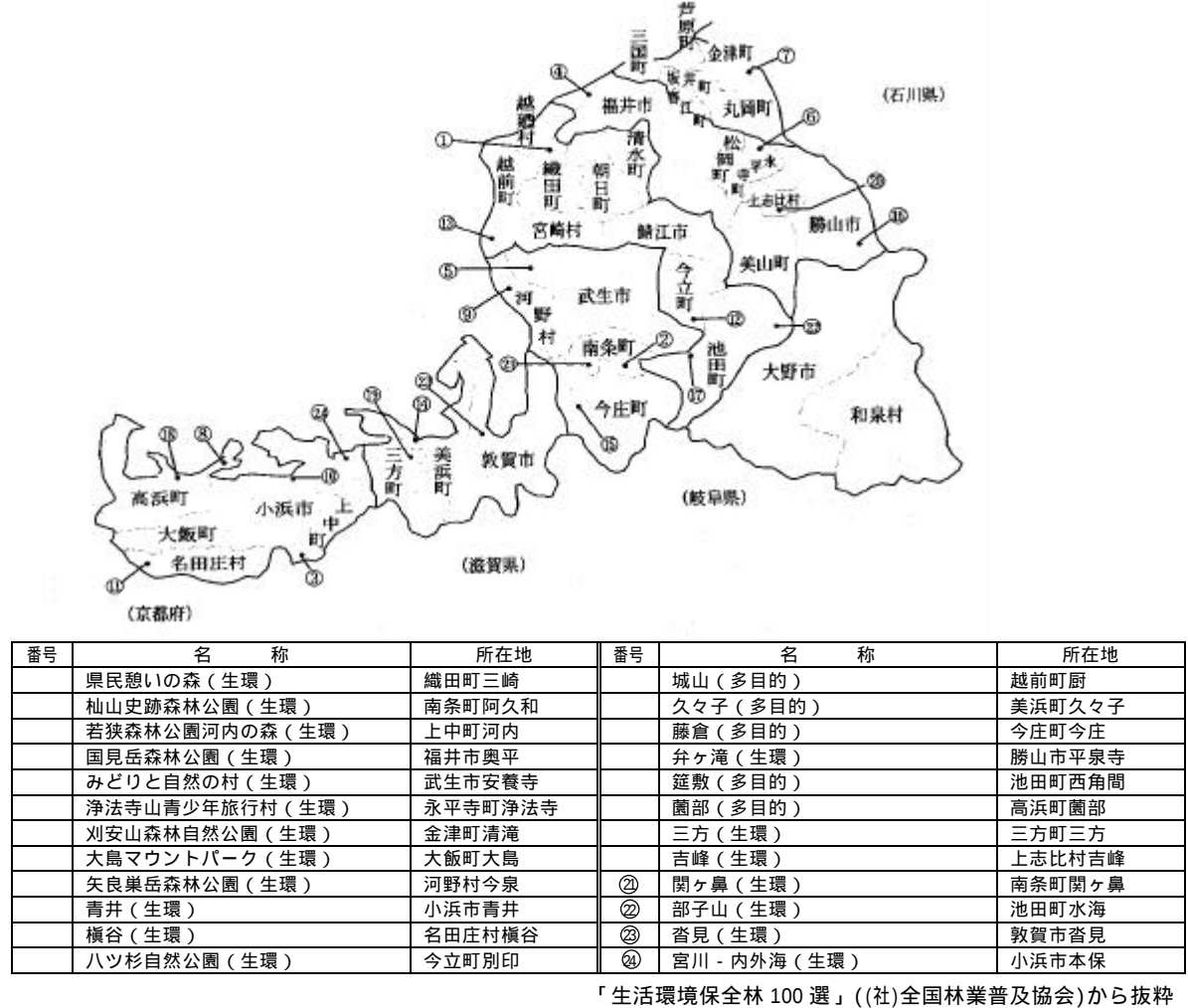


第 3 節 レクリエーションや自然とのふれあいの場

1 生活環境保全林の現況

森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全と創出を図るための森林の総合的な整備を図っている。(図 2 - 8 - 3 参照)

図 2 - 8 - 3 環境保全保安林整備事業



2 親水護岸の概況

河川空間は、水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会にうるおいを与えるとともに、街の景観形成や地域住民の憩いとやすらぎの場として重要な役割を果たしている。

特に、近年、治水対策の一環として進める河川改修事業の中で、良好な水辺空間の形成を図るとともに、市町村が行う公園整備等のまちづくりと一体となって親水性を考慮した緩傾斜護岸や水辺に近づける河岸の整備などの川づくりが進められている。

《代表事例》

基幹河川改修事業	井ノ口川
河川環境整備事業	日野川（南条町）

第4節 景観

1 シンボルロード等の概況

シンボルロード等の整備は、都市内の主要な公共空間である道路空間を、ゆとりとうるおいのある都市環境・生活環境の場として整備を図っていくものである。

平成11年度までに、福井駅前線、福井縦貫線、城の橋線、本町明里線等において、景観向上や広幅員歩道の整備が行われている。

2 風致地区の指定の現況

風致地区は、都市における樹林地等の良好な自然的景観と、それと一体になった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区である。これらの地区は、県の風致地区条例により、建物の建築、土地形質の変更、木材の伐採等の行為が一定の規制を受けている。

本県では、平成14年度末現在、福井市で3地区が定められている。

3 名勝（国）の指定の現況

名勝とは「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないもの」であって、大きく2つに分けられる。

一つは自然景観の美しいもので、いわゆる風光明媚なところである。県内では、三方五湖、気比の松原、蘇洞門（そとも）の3か所と天然記念物にも指定されている東尋坊がある。

もう一つは、歴史的由緒や庭園の美しさに価値が認められたものである。県内には、特別名勝に指定されている一乗谷朝倉氏遺跡庭園をはじめ国指定の名勝が10か所あり、それぞれに室町・江戸時代の特徴がよくあらわれている。

第5節 歴史的文化的環境

1 文化財の指定の現況

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれて今日に伝えられてきた国民共有の貴重な財産であり、地域の歴史や文化を理解していく上で欠くことのできないものである。

本県では、国および県指定の文化財として、表2-8-4のとおり指定されている。

表2-8-4 指定文化財件数（平成14年3月31日現在）

種 別		国指定	県指定	種 類
有形文化財	建 造 物	22 (うち国宝2)	24	
	美術工芸品	75 (うち国宝4)	149	絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料
無 形 文 化 財		1	3	演劇、音楽、工芸技術等
民俗文化財	有 形	-	9	無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
	無 形	11 (うち選択7)	47	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能
記 念 物	史 跡	23 (うち特別史跡1)	29	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡
	名 勝	13 (うち特別名勝1)	4	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地
	天然記念物	22 (うち特別天然記念物4)	32	動物、植物及び地質鉱物

2 重要伝統的建造物群保存地区の選定および登録文化財の現況

建造物については、点的な保存だけでなく、古い町並みを『重要伝統的建造物群保存地区』に選定して、町並みや集落全体を保存していこうという考え方が生まれてきた。本県では、重要伝統的建造物群保存地区に上中町の「熊川宿」が選定されている。

また、明治・大正・昭和初期の建物や橋・トンネルなどが、街角や峠などに残っていて、見る人に安らぎを与えている。こうした建造物は、土地のシンボルとなっていることも多く、生活にとけ込んだ「残しておきたい風景」として私たちに訴えかけている。これを『登録文化財』とし、「地域の活性化のために積極的に活用しながら、文化財をゆるやかに守っていく」という制度ができています。本県では、この登録文化財として平成14年3月31日現在、21件が登録されている。